

平成 2 8 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 3 8 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）  
日程第 5 議案第 1 0 6 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）  
日程第 6 議案第 1 0 7 号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）  
日程第 7 議案第 1 0 8 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）  
日程第 8 議案第 1 0 9 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）  
日程第 9 議案第 1 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8

年度赤平市一般会計補正予算）

- 日程第 1 0 議案第 1 1 1 号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第 1 1 議案第 1 1 2 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第 1 2 議案第 1 1 3 号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について  
日程第 1 3 議案第 1 1 4 号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について  
日程第 1 4 議案第 1 1 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
日程第 1 5 議案第 1 1 6 号 財産の処分について  
日程第 1 6 報告第 9 号 平成 2 7 年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第 1 7 報告第 1 0 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）  
日程第 5 議案第 1 0 6 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）

日程第 6 議案第 107 号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）

日程第 7 議案第 108 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）

日程第 8 議案第 109 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）

日程第 9 議案第 110 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度赤平市一般会計補正予算）

日程第 10 議案第 111 号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 11 議案第 112 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 12 議案第 113 号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について

日程第 13 議案第 114 号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について

日程第 14 議案第 115 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 15 議案第 116 号 財産の処分について

日程第 16 報告第 9 号 平成 27 年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 17 報告第 10 号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○出席議員 10 名

1 番	木 村 恵 君
2 番	五十嵐 美 知 君
3 番	植 村 真 美 君
4 番	竹 村 恵 一 君
5 番	若 山 武 信 君
6 番	向 井 義 擴 君
7 番	伊 藤 新 一 君
8 番	獅 畑 輝 明 君
9 番	御家瀬 遵 君
10 番	北 市 勲 君

○欠席議員 0 名

○説 明 員

市 長	菊 島 美 孝 君
教育委員会委員長	山 本 由 美 子 君
監 査 委 員	早 坂 忠 一 君
選挙管理委員会委員長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	田 村 元 一 君
副 市 長	伊 藤 嘉 悦 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市 民 生 活 課 長	野 呂 道 洋 君
社 会 福 祉 課 長	井 波 雅 彦 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君

建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	杉本 悌志 君
会計管理者	中西 智彦 君
あかびら市立病院 事務長	永川 郁郎 君

---

教育委員会	教育長	多田 豊 君
”	学校教育 課長	尾堂 裕之 君
”	社会教育 課長	蒲原 英二 君

---

監査事務局長	大橋 一 君
--------	--------

---

選挙管理委員会 事務局長	町田 秀一 君
-----------------	---------

---

農業委員会 事務局長	菊島 美時 君
---------------	---------

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山 滋之 君	
”	総務議事 担当主幹	野呂 律子 君
”	総務議事 係長	安原 敬二 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成28年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から17日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの4日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は15件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成28年第1回定例会以降平成28年6月13日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果ですが、監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。5月の18日に平成28年春季北海道市長会定期総会が滝川市で開催されまして、人口減少の歯どめや暮らしやすい地域づくりを目指すまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴いまして、地方自治体が作成した地方版総合戦略が真に実効性の伴ったものにするため、国がみずからの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことを求める地方創生に関する決議を採択したところでございます。また、北海道は、我が国最大の食糧基地であるとともに、農林水産業が地域の基幹産業を担い、食品加工や流通、観光など多くの産業と密接に関連し、本道にとって環太平洋連携協定は重大かつ深刻な影響を与えることから、生産者や関係者が安心して経営に取り組むことができる支援策を講ずる環太平洋連携協定に関する決議とともに、秋季に引き続き地方の持つ可能性を発揮させ、安定的に北海道が発展するために地方行政の充実、強化、社会保障施策に支障を及ぼすことのない社会保障制度改革、さらにはエネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、6月7日、国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところでございます。また、6月8日に第86回全国市長会議が東京都で行われました。国が進める地方分権について、国と地方の役割の明確化やまち・ひと・しごと創生総合戦略など基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところでございます。

次に、熊本地震の対応状況について申し上げます。平成28年4月14日以降震度7や6強を観測する地震

が相次ぎ発生しまして、熊本県、大分県を中心とする九州の広い範囲で甚大な被害をもたらせ、多くのとうとい命が失われ、また多くの家屋が倒壊し、停電や断水の発生、道路の損壊などライフラインに大きな被害が発生いたしました。亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた全ての方に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。熊本県や大分県では、いまだ地震活動は終息する気配が見られず、余震が続いており、被災地の皆さんの不安は殊さら大きいものだと思います。このような状況を踏まえ、本市といたしましてはこれまで被災者支援のため備蓄食料4,320食、2リットル入りの水2,400本、500ミリリットル入りの水3,840本を4月20日に輸送させていただきましたほか、5月26日には被災された方々へ直接届けてもらいたいことから、指定されております熊本銀行の口座に50万円を災害見舞金といたしまして振り込ませていただきました。このほか市のホームページなどを通じて日本赤十字社が実施している平成28年熊本地震災害にかかわる義援金に対する募金の呼びかけを行っており、継続的な市の支援体制につきましては被災地の今後の状況を見ながら対応を検討してまいりたいと思っております。いずれにしましても、被災地からの要請に応じてできる限りの支援を行っていきたいと考えており、被災した方々が一日も早く通常の生活を取り戻せるように祈り申し上げます。

次に、北海道空知地域創生協議会の設立について申し上げます。人口減少が著しい空知地域の地域創生の活性化のために空知総合振興局と管内の24の市、町が連携して、さまざまな課題解決に向けた取り組みを戦略的に実施することを目的とする北海道空知地域創生協議会が5月31日に設立をされました。協議会の会長には金田空知総合振興局長が選任されまして、また協議会の円滑な運営を図るために各市、町の企画担当課長をもって構成する幹事会も設置されたところでございます。今年度の事業については、プロモーションツールの開発や観光、移住、定住関係の各種イベントの参加などを予定している

ところでございますが、今後協議会設立を機にオール空知で連携し、空知地域の知名度向上並びに総合的な魅力発進を初めとする空知地域の活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、らんフェスタ2016について申し上げます。第16回目となりましたらんフェスタAKABIRA 2016は、4月15日から17日までの3日間にわたり、総合体育館を会場として開催されました。出展された花は454鉢であり、どれも丹誠込めて育てられた作品ばかりで、来場者の皆様方からは感嘆の声が上がってございました。津軽三味線のミニコンサートやマジックショー、大道芸パフォーマンスなどイベントの実施や江尻光二氏による講演会などを企画し、来場者をお迎えしたほか、らんフェスタAKABIRAにあわせて中空知の市、町の協力のもと中空知の食と観光物産フェアを特設会場にて同時開催をし、各市、町の特産品に来場者の興味を集め、大いににぎわいを見せたところでございます。また、特別講演として「笑点」でおなじみの落語家、三遊亭小遊三氏をお迎えし、「笑う門には福来たる」と題して講演会を開催し、会場がいっぱいで入れなかった方もいるほど、約700名のお客様にお越しいただき、終始笑いの絶えない講演会となったところでございます。しかしながら、あいにくの天候で、3日間のうち2日間は雨、風が非常に強かったにもかかわらず、3日間で9,701人の来場者にお越しいただき、観覧された方々には盛りだくさんの内容にご満足をいただいたところであります。この間実行委員会を初め多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力によりまして3日間無事に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。今後も市民に親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、春季住民懇談会の開催について申し上げます。春季住民懇談会は、5月19日から6月3日の間市内7会場において開催し、赤平市しごと・ひと・まち創生の施策概要と平成28年度新規施策と関連する予算について説明した後、市政やまちづくり全般

にわたって懇談を行ったところであります。参加者は例年と比較しほぼ同数の117名のご参加をいただきまして、さまざまなご質問やご意見等を伺わせていただきましたが、さらなる参加者の増加に努めるほか、市民からの貴重なご意見等を十分に参考としながら、今後の市政に反映してまいりたいと思っております。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的としまして、5月31日、交流センターみらいにおきましてまちづくり講演会を開催し、約70名の参加をいただいたところであります。今年度の講師には昨年度作成した赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議有識者委員でありました梶井祥子氏を講師にお招きし、「地域の未来をつくる―子育て支援の潜在力」と題しまして教育や子育てに関する問題を赤平市の現状を踏まえながらわかりやすくお話をさせていただいたところでございます。講演会を通じまして、参加された市民の皆様、職員につきましてもこれからの赤平市の教育や子育てのヒントになったと感じているところであり、今後のまちづくりに期待を寄せるところでございます。

次に、交通安全について申し上げます。春の交通安全運動が4月6日から15日までの間10日間、まだまだ気温が低く、寒い中、延べ1,744名の市民の皆様のご協力のもとに展開したところであります。運動期間中は、交通安全祈願祭及び旗の波作戦、交通安全街頭啓発を行うなど効果的な運動を実施させていただきました。本年に入り、北海道では事故件数、負傷者数ともに増加をしておりますが、本市においては交通事故死ゼロが900日を超えまして、今後も安全、安心な地域づくりを市民の皆様とともに形成し、交通事故による犠牲者が一人でも出ないよう願っているところでございます。

最後になりますが、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、中学校統合についてであります。旧赤平高校跡地に新校舎を建設するため、新校舎の具体的な間取りなどを検討した結果の統合中学校基本設計が3月末に終了したところです。基本設計の概要につきましては、4月末開催の統合準備委員会で報告、確認をするとともに、統合準備委員会便りとして町内会回覧や市ホームページでの掲載、さらには小中学校の保護者全員に配布し、周知を図ったところです。今年度は、基本設計に基づきさらに詳細を協議する実施設計を既に発注し、各関係者と協議を図っているところであります。また、来年度から実施予定であります新築工事にかかわり、新校舎等建設予定地に支障があるため、先行して実施しておりました立木伐採につきまして、5月末に終了したところです。さらに、統合中学校のグラウンド整備につきましては、今般実施設計を終え、今月工事の発注を予定しております。

次に、市内小中学校での卒業式、入学式についてであります。中学校で3月11日、小学校では3月19日に行われ、小学校3校で66名、中学校2校で82名が学び舎を後にしました。入学式は小中学校とも4月7日に行われ、小学校新入学児童55名、中学校進級者64名となっております。

次に、平成28年4月1日付の教職員の人事異動についてであります。本年度は、退職者5名を含む転出教職員17名に対して転入教職員16名を受け入れたところであります。また、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして平成28年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げます。

したが、5月1日現在、小学校は児童数が339名で、普通学級18学級、特別支援学級が6学級の合計24学級となり、中学校におきましては生徒数が216名で、普通学級9学級、特別支援学級が6学級の合計15学級として認可を受けたところであります。

さらに、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児11名、4歳児25名、5歳児21名の3学級で、合計57名となりました。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の新規施策として今年度より実施の赤平市人材育成・定住促進奨学金についてです。本年度の申請者は、制度開始初年度でもあるため、申請期間を通常年の4月末日から6月末日まで延長しておりますが、生徒、学生の利便性を考慮し、早期決定を図るため、5月末日までの申請者16名に対して5月31日開催の第7回教育委員会において審議し、申請者16名全員の決定を行ったところです。今後6月末日までに申請を受理した本年度の申請者につきましては、7月開催の教育委員会において追加決定する予定です。決定者16名の内訳は高校生4名、専門学校生7名、公立大学生1名、私立大学生4名です。なお、当面継続予定の現行制度、赤平市奨学資金につきましては、本年度の申請者はおりませんでした。また、高等学校通学費等支援事業につきましては、6月初旬に対象者と思われる保護者宛てに申請の勧奨通知を行い、申請の受理を開始したところであります。

続いて、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月19日、全国一斉に実施されました。ことしで10回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、同日は予定どおり実施されたところであります。集計する文部科学省による調査結果の発表については、8月末ころとなっておりますが、市教委では学力向上対策には迅速な対応が必要との判断から、各学校において独自に採点することにより、その傾向を速やかに把握することで各小中学校に対しては正式な調査結果を待たずに対応を行うよう指示したところです。ことしも一昨年立ち上

げました赤平市学力向上委員会を中心に、全市で統一した学力向上策に努めてまいります。あわせて道教委の事業であります北海道学力向上支援事業を市内の小中各1校を拠点校として、同時にその他の学校についても協力校として同様の取り組みを進めることにより、全児童生徒の学力の底上げを図ってまいります。

次に、市内各小中学校の運動会、体育大会が5月27日に赤平中、中央中の両中学校、6月5日に茂尻小、豊里小、赤間小、3小学校で行われました。赤間小は、雨天により、1日順延となりましたが、風薫る爽やかな季節の中、各校の児童生徒は仲間とともに協力し合い、元気いっぱい各種目に全力で取り組んでおりました。なお、幼稚園の運動会は6月19日に開催を予定しております。

次に、社会教育関係について申し上げます。第9回みらいまつりが4月2日、3日の両日交流センターみらいで行われました。生涯学習施設としての交流センターみらいを活動の場としている利用団体が展示、芸能部門に分かれ、発表と交流を行い、関係者はもとより多くの市民にも鑑賞していただき、盛会裏に終了いたしました。

次に、青少年健全育成事業でありますふるさと少年教室が6月11日に始まりました。今年度は、9月中旬までに施設見学や宿泊研修、さらに野外体験学習として家族旅行村においてキャンプを行い、全5回の研修を予定しております。また、旧住友立坑の見学につきましては、5月初旬に立坑内の見学ルートの安全が確認され、月2回の定期公開が開始されたところです。

次に、社会体育関係ですが、社会体育施設の今年度のオープン状況については、虹ヶ丘球場、市営テニスコート、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、翠光苑パークゴルフ場につきましては、雪解けも順調に進み、5月1日にオープンいたしました。市民プールにつきましては、6月1日にオープンしたところです。

また、主催事業としましては、4月23日にフット

サルクラブでありますエスポラーダ北海道のコーチ並びに選手の指導によるフットサル教室を総合体育館で開催いたしました。当日は小学生22名の参加があり、パスの出し方やドリブルの基礎など熱心に学び、有意義な指導を行っていただきました。次に、5月15日に北翔大学との包括連携協定に基づく事業であります子供体力測定会、走り方教室を開催し、小学生44名の参加がありました。天候にも恵まれ、中央中学校グラウンドでの走り方教室に始まり、体力測定として8種目の測定を行い、無事終了いたしました。

次に、図書館について申し上げます。ブックスタート事業、子供の本の日、移動図書館等の各事業につきましては、例年どおり実施しております。また、今年度の子供の読書習慣の行事として4月1日から4月28日までの間、図書館入り口において乳幼児から中高生まで年齢ごとのお勧めの本の展示コーナーを設けました。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館を利用し、活動している同好会やサークルの皆さんが日ごろの練習の成果を発表し、交流を図る第32回東公民館まつりが3月12日、13日の両日開催されました。作品展示と芸能発表が行われ、子供たちによる空手の演舞や赤平火太鼓の演奏も行われ、盛会裏に終了したところです。また、各講座につきましては、3月16日から健康事業としてみんなが笑顔になれるスローエアロビックを3回にわたり開催し、延べ32名の参加がありました。同じく22日には機会事業として自家製みそづくりとフライパンでできる簡単ピザを開催し、10名の参加でつくり方等を学びました。また、今年度の上期講座といたしまして、健康増進のためにお手軽リンパマッサージを5月9日から5回にわたり開催し、延べ40名が参加いたしました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第106号専決処

分の承認を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第106号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例等の一部改正につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、原則として平成28年4月1日から施行されることとなりましたことから、赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正が必要となり、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例等の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置及び認定誘導事業者、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置をそれぞれわがまち特例を導入した上で、2年から4年延長することとしたことなどございまして、所要の改正を行うため、赤平市税条例及び赤平市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページ及び2ページをご参照願います。第1条関係は赤平市税条例の一部改正でございますが、第56条につきましては固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めて



ございますが、独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について非課税措置を講ずるため、字句を改めるものでございます。

第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定めてございますが、独立行政法人労働者健康安全機構に関する規定を変えるため、字句の改正を行うものでございます。

第141条につきましては、都市計画税の納税義務者等について定めてございますが、固定資産税の課税標準等の特例として世界遺産一覧表に記載された家屋等が今般地方税法の規定に追加されたことなどから、字句を改めるものでございます。

3ページ及び4ページをご参照願います。附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について定めてございますが、第4項は地方税法の改正に伴う号のずれから、字句を改めるもので、第7項につきましては津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例につきまして規定してございますが、わがまち特例として市町村の条例で定めることとなりましたことから、追加するもので、第10項につきましては太陽光による発電設備、第11項につきましては風力による発電設備、第12項につきましては水力による発電設備、第13項につきましては地熱による発電設備、第14項につきましてはバイオマスに関する発電設備につきましてそれぞれ同様にわがまち特例として市町村の条例で定めることとなりましたことから、追加するもので、第18項につきましては都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が取得した公共施設等に係る規定でございますが、これも同様にわがまち特例として市町村の条例で定めることとなりましたことから、追加し、このことから項の繰り下げ等を行うものでございます。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして規定してございます

が、申告書に添付する書類として、地方税法施行規則が改正され、政令附則第12条第36項に規定する補助金等の交付を受ける場合には当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類が追加されましたことから、字句の追加を行うものでございます。

4ページから8ページをご参照願います。附則第18条の4につきましては、都市計画税に係る法附則第15条第42項の条例で定める割合について定めてございますが、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が取得いたしました公共施設等に係る規定で、固定資産税同様にわがまち特例として市町村の条例で定めることとなりましたことから、追加するものでございます。

附則第18条の5から附則第18条の9につきましては、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定でございますが、附則第18条の4の追加により、それぞれ繰り下げ、引用している条項等を改めるものでございます。

附則第18条の10につきましては、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の都市計画税の特例の規定でございますが、附則第18条の4の追加により、繰り下げ、引用している条項を改めるものでございます。

附則第18条の11から附則第18条の13につきましては、市街化区域、農地に対して課する都市計画税の課税の特例の規定でございますが、同様に附則第18条の4の追加により、それぞれ繰り下げ、引用している条項等を改めるものでございます。

附則第18条の14につきましては、読替規定の規定でございますが、これも同様に附則第18条の4の追加により、繰り下げ、引用している条項を改めるものでございます。

9ページから15ページをご参照願います。第2条関係は、昨年12月定例会において議決いただきました赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正で

ございますが、附則第6条につきましては紙巻きたばこ旧3級品の特例税率の廃止に伴い、激変緩和等の観点から税率を4段階で引き上げるとして、市たばこ税に関する経過措置を規定してございますが、規定の整備のため、字句を改めるなどするものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとして施行期日を定めたもので、附則第2条につきましては固定資産税に関する経過措置に関する規定をいたしまして、附則第3条につきましては都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第106号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第106号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第107号専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第107号専決処分の承認を求めることについて、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日より施行されますことから、平成27年11月26日付で総務省自治税務局長通知があり、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例が示され、赤平市固定資産評価委員会条例の一部改正をしたところでございますが、さらに平成28年3月31日付で総務省自治税務局長通知があり、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例が示されたことなどから、固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例整備に関する条例の一部改正が必要となり、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

専決処分書。

固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

条例改正に内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、固定資産評価審査委員会条例の一

部改正でございますが、第10条、第11条の追加により、第10条を第12条に繰り下げたところでございますが、条の追加により対象の条を特定する必要があり、字句を改めるものでございます。

第2条関係は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございますが、第5条は固定資産評価審査委員会条例の一部改正の規定で、第6条第1項の次に1項を加える改正規定中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を引用した条項の整理のため、字句を改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第107号について採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第108号専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第108号専決処分の承認を求めることについて、赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険法第115条の14により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、厚生労働省令で定める基準でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことから、先般改正を行いました。地域密着型通所介護の創設から地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成28年3月31日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準につきましても改正されまして、平成28年4月1日に施行とされましたことから、当該条例の一部を改正する条例の一部改正が必要となりまして、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

専決処分書。

赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第39条につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業従業者地域との連携等について規定してございますが、字句を改めるものでございます。

第44条第6項につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数等につきまして定めてございますが、看護師または准看護師が従事することができる施設に指定地域密着型通所介護事業所を加える等のため、表中の字句を改める改正規定を追加するものでございます。

第86条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業に係る準用の規定でございますが、第39条第5項を除き準用することから、字句を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（北市勲君）** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第108号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

**○議長（北市勲君）** 日程第8 議案第109号専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（町田秀一君）**〔登壇〕議案第109号専決処分の承認を求めることについて、赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険法第78条の4により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、

市町村の条例で定めることとされており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、厚生労働省令で定める基準でございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されましたことから、先般改正を行いました。前議案同様地域密着型通所介護の創設から地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令、これが平成28年3月31日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましても改正されまして、平成28年4月1日の施行とされましたことから、赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正が必要となり、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

専決処分書。

赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第59条の12につきましては、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程について、第59条の34につきましては指定療養通所介護事業所の運営規程についてそれぞれ定めてございますが、それぞれ字句を加えるものでございます。

第82条第6項につきましては、指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護に係る従業員の員数等につきまして定めてございますが、看護師または准看護師が従事することができる施設に

指定地域密着型通所介護事業所を加えるため、表中に字句を追加する改正規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第109号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第110号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第

110号専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成28年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年5月16日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成28年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,029万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款18繰越金として82万4,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金が3億円以上見込まれるため、今般の補正に対する財源として一部を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節26寄附金として50万円の増額であります。本年4月14日発生の九州熊本地震の被害による一日も早い復興を願い、熊本県庁に対して災害見舞金を送るものであります。

同じく目15防災費、節12役務費として32万4,000円の増額であります。本件に関しましても被災者支援のため本市の備蓄品となる食料4,320食、2リットルの水2,400本、500ミリリットルの水3,840本を緊急支援物資受け入れ先へ搬送するための運搬費用で

あります。

以上、議案第110号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第110号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第111号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第111号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましても、児童福祉法第34条の16におきまして、国の基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされておりますが、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例が追加されましたこと、さらには建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正され、基準に定められている保育所等の避難階段の規定につきましても改正されましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第28条につきましては、小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準について定めてございますが、建築基準法施行令の特別避難階段の構造の改正に伴い、表中の字句を改めるものでございます。

第43条につきましては、事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準について定めてございますが、第28条の改正と同様建築基準法施行令の特別避難階段の構造の改正に伴い、表中の字句を改めるものでございます。

附則第6項から第9項につきましては、小規模保育所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の規定といたしまして新たに項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） ただいまの改正部分の3ページの附則の6項から9項までにあります保育士の項なのですけれども、こちらのほうはいわゆる保育士が足りないということで規制緩和が行われていくの

にあわせた条例改正になるかと思えます。6項の最後にあります保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない、こちらについてなのですが、有資格者ではなくても、市長が認めると置けるということになると思えますが、これについて見解をお願いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） ただいまの市長が認める者についてでございますが、これにつきましては幼稚園教諭とか小学校教諭のことを想定しておりますので、今現在では保育士と同等の資格を有する者ということにつきましてはこの2職種を想定しております。ちなみに、赤平市ではこれに該当する事業所はございませんので、今現在特に子供たちに不利益が生じるということはありません。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 今現在はこの対象施設がないということですが、今後こういった形で変更になるかもわかりません。認定こども園等もこちらにも書いてあります。それで、この条例だけを見れば有資格者、今おっしゃられたように、幼稚園、あるいは小学校教諭と考えているということですが、条例の分だけで見ますとそれを否定するものではないと思います。運用のほうをしっかりとっていただきたいとお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 運用に当たっては議員のご意見を参考にしながら検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第111号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第112号赤平市

国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第112号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の算出項目につきましては、標準基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、それぞれで収支均衡を図ること並びに適正な応益、応能の負担割合となること、なおかつ被保険者の負担軽減を目的といたしまして、今般国民健康保険運営協議会におきまして、それぞれ項目ごとに保険税率や保険税額につきましてご審議いただき、さらに今般地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされましたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第9条につきましては、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円にそれぞれ改正を行うものでございます。

第10条につきましては、基礎課税額に係る所得割の規定で、10.50%から8.86%に保険税率を改めるものでございます。

第11条につきましては、基礎課税額に係る均等割の規定で、保険税額を1万8,000円から1万5,700円へ改めるものでございます。

第12条につきましては、基礎課税額に係る平等割の規定で、保険税額を1万1,500円から1万200円へ、そのうち特定世帯については5,750円から5,100円へ、特定継続世帯については8,625円から7,650円へ

それぞれ改正するものでございます。

第13条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の規定で、4.12%から4.02%に保険税率を改めるものでございます。

3ページから4ページをご参照願います。第14条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割の規定で、保険税額を6,800円から6,900円へ改めるものでございます。

第15条につきましては、介護納付金課税額に係る所得割の規定で、2.40%から3.80%に保険税率を改めるものでございます。

第16条につきましては、介護納付金課税額に係る均等割の規定で、保険税額を6,200円から9,300円へ改めるものでございます。

第30条につきましては、国民健康保険税の減額について定めておりますが、第9条の限度額の改正に伴う字句の改正を行うほか、5割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を26万5,000円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を48万円とすることから、字句を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとし、附則第2項につきましては、改正後の赤平市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとして適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第112号については、行政常任委員会に付託いたします。



(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 日程第12 議案第113号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第113号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地域住民相互の連帯意識を高揚し、その自主的組織の活動を推進するとともに、地域の生活環境を整備し、住民自身の日常生活の創造性を養うことを目的といたしまして、福栄地区集会所など12の施設を定め、山手地区集会所につきましては山手・平和町内会が指定管理を行ってきたところでございますが、このたび本年3月末日の指定管理者協定の終期をもちまして、管理運営の継続が困難であり、町内会活動については近隣の公共施設等を利用するので、4月以降の指定管理者協定の交渉しない旨山手・平和町内会から申し出があり、また他に利用が望めないことから、今般当該施設を廃止することとし、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

題名を赤平市地域コミュニティセンターに改正するものでございます。

別表第1は、各地域コミュニティセンターの名称と位置を定めてございますが、山手地区集会所の項を削除するものでございます。

別表第2は、各施設の利用料金設定基準を定めてございますが、同様に山手地区集会所の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとしてでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(北市勲君) 日程第13 議案第114号中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第114号中空知広域市町村圏組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知広域市町村圏組合につきましては、5市5町をもって組織され、広域的な事業の事務を処理しているところでございます。中空知広域市町村圏組合を構成する全ての関係市町が合意する場合に中空知ふるさと市町村圏基金に対する出資金の一部、または全部の処分を可能とするため規約を変更するので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第15条につきましては、中空知ふるさと市町村圏基金の設置につきまして定めてございますが、出資金の一部または全部を処分することに全ての関係市町が合意する場合に基金の処分をすることができるよう項を改めるものでございます。

第16条につきましては、基金の処分の特例について定めており、財政再生団体となることを回避するため、当該関係市町が現に出資している額を上限として処分することができる規定となつてございましたが、全ての関係市町が合意する場合の基金の処分の追加から削除するものとしてでございます。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第115号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第115号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の退職手当の支給のため、当市におきましては北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでございますが、平成27年11月30日に北空知学校給食組合が解散により当組合を脱退いたしましたこと並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることにより当該規約を変更いたしますことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条、第3条、第5条につきましては、それぞれ目的、組合を組織する地方公共団体、組合の議会の議員の定数及び選挙の方法について定めてございますが、条中の字句を整理するものでございます。

別表につきましては、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を定めてございますが、北空知学校給食組合が解散により当組合を脱退いたしましたことや団体間の間に句読点を加えることとしたことから、改めるものとなっております。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から

施行するものとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第115号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第115号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第15 議案第116号財産の処分についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第116号財産の処分につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市の移住、定住人口の確保及び遊休市有地の活用から、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に掲げております持ち家及び民間賃貸住宅の建設に係

る土地購入に対して助成を行う土地購入助成事業により市営住宅跡地等市有財産を基準価格の1割の額で処分するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、処分する財産、所在地、赤平市若木町東3丁目2番地外4筆、種別、宅地、数量は1万1,628.77平方メートル。

処分の方法、一般公募。

3、処分予定価格、395万7,600円。

4、処分目的、定住促進に資するため。

5、備考、持家住宅土地購入助成事業、民間賃貸住宅土地購入助成事業の用地としてであります。

なお、各所在地等の詳細につきましては別紙参考資料に記載しているところでございまして、処分日につきましては平成28年7月1日から施行と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第116号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第16 報告第9号平成27年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第9号については、報告済みといたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第17 報告第10号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君）〔登壇〕 報告第10号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

第34期営業年度、株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年5月27日に定時株主総会を開催しております。以降本年3月まで取締役会、臨時株主総会を記載のとおり案件で開催いたしました。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ありますが、保養センター事業につきましては前期実績より1,056人の減少、ケビン村事業につきましては前期実績より140回の利用減となりました。

2の赤平営業所ありますが、エルム高原施設管理事業につきましては家族旅行村、オートキャンプ場、いずれも前期実績を上回っております。じん芥収集運搬事業につきましては、一般ごみ、資源ごみともに収集量が減少し、全体で18.65トンの減少となっております。住友地区共同浴場事業につきましては、前期実績より9,239人の減少となりました。

次に、3ページの平成28年3月31日現在の貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部ありますが、流動資産は3,991万4,200円あります。預貯金は877万6,507円で、有価証券2,000万円は5年物の国債であります。固定資産は、223万341円あります。減価償却を終えました機器機具類の残存価格を計上しております。資産の部合計4,214万4,541円あります。

次に、負債・資本の部であります。流動負債は計1,936万6,851円であります。未払い金1,403万9,457円は、3月分の給料を含む会社経費であります。純資産は、資本金、利益準備金、繰越利益剰余金を合わせまして2,277万7,690円あります。負債・資本の部合計4,214万4,541円あります。

次に、4ページの第34期営業年度の損益計算書についてご説明申し上げます。営業損益の部、営業収益であります。販売売上は7,730万3,675円あります。受託事業取り入れは7,046万9,813円あります。赤平市からの受託収入でありまして、内訳は記載のとおりであります。営業収益の合計は1億4,777万3,488円あります。

営業費用であります。販売売上費用は1,088万6,162円あります。販売費及び一般管理費は1億3,691万5,590円あります。各事業費の内訳は記載のとおりであります。営業費用の合計は1億4,780万1,752円で、営業利益はマイナス2万8,264円あります。

営業外損益の部、営業外収益は計91万1,476円あります。営業利益マイナス2万8,264円と営業外収益91万1,476円を合計し、税引き前当期純利益は88万3,212円となりました。この結果、法人税等21万6,059円を差し引いた平成27年度の当期純利益は66万7,153円となりました。

次に、5ページの第34期営業年度の株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。当期剰余金であります。下の表のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の右側になりますが、その他利益剰余金合計欄に前期末残高820万2,537円に当期純利益66万7,153円を加えまして、886万9,690円を当期末残高として次期繰越金とするものであります。

7ページの結びであります。第34期営業年度におきましては、固定費が流動したことにより、身近な修理や過去節約していた業務用品の購入等をいたしました上で66万7,153円の純利益を計上する決算となりましたが、今後も景気動向を注視し、一層の効率的な事業の執行に努めてまいりたいと結んでお

ります。

なお、別紙の資料8ページから10ページにかけては決算に関する資料を、11ページから17ページにかけては事業実績に関する資料を掲載してありますが、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） ちょっと1点確認をさせていただきたいのですけれども、ページ数、4ページでございます。営業外収益の中の雑収入というふうにあります。これは具体的にどういったものなのか教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 営業外収益の雑収入でございますが、主なものとしましてはらんオーナーズ倶楽部に係る手数料収入、あとは自動販売機に係ります電気代収入になっております。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第10号については、報告済みといたします。

---

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす15日、1日休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす15日、1日休会とすることに決しました。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時38分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)